

5月15日（木）までに
提出してください。

愛知県知事 殿

登録通知書に記載されている「123」から始まる10桁の番号を記入してください。

再生業／破壊業許可と49条認定（引取業者の認定）を併せて持つ業者へ引き渡した場合は、どの位置づけ（再生／破壊／引取）の業者へ引き渡したものであるか、交付された証明書等により十分に確認し、該当の欄に記入してください。

2025(令和7)年3月31日時点の保管量を記入
 充填を行うために購入したフロン類の量等は含
 めないでください。

2025(令和7)年3月31日時点の保管量を記入
 充填を行うために購入したフロン類の量等は含
 めないでください。

HFC						
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	5 台	0 台	5 台
	kg	kg	kg	5.0 kg	0.0 kg	5.0 kg
再生業／破壊業許可と49条認定（引取業者の認定）を併せて持つ業者へ引き渡した場合は、どの位置づけ（再生／破壊／引取）の業者へ引き渡したものであるか、交付された証明書等により十分に確認し、該当の欄に記入してください。	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
	台	50 台	5 台	70 台	5 台	120 台
	kg	32.4 kg	0.0 kg	40.2 kg	0.0 kg	72.6 kg
	18回収した量	kg	32.4 kg	0.0 kg	40.2 kg	0.0 kg
19年度当初に保管していた量					kg	7.5 kg
20第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	5.7 kg
21フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	65.6 kg
22法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
23第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
24年度末に保管していた量					kg	8.8 kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1)エアコンディショナー	(2)冷蔵機器及び冷凍機器	(3)合計
	台	台	0 台

フロン類が充填されていないことを確認（確認証明書を交付）した台数を記入してください。
回収実績の台数ではありません。ご注意ください。
「確認証明書」についての詳細は、環境省フロンポータルサイトのQAを参照ください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 原則として、②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧、⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯、⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔となるようにすること。
- 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

値に矛盾がないか確認してください。

連絡事項
その他連絡事項等ありましたら、こちらに記入してください。

【記入にあたっての注意点】

- 1 物量の数値は小数点以下1位まで表示されます。
 - 2 裏面は、年度における回収量及び充填量について報告することとし、原則として、以下の数式となるようにすること。
- なお、再生業許可を申請しようとする者にフロン類を引き渡した場合は、第49条第1号に規定する者に引き渡した量に含めること。
- ※「第49条第1号に規程する者」とは、愛知県においては「**第一種フロン類引取業者**」のことです。

C F C	②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧
H C F C	⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯
H F C	⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔

【簡易チェック】

C F C		H C F C		H F C	
整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
○	○	○	○	○	○

上記の式に適合すると、枠内に「○」が表示されます。

「×」が表示されたら、入力内容に誤りがある可能性が高いので、もう一度確認してください。

【「設置」「設置以外」「整備」「廃棄等」の意味】

設置	第一種特定製品を 新規 に設置する際に配管等に 追加充填 する場合
設置以外	第一種特定製品の漏えい修繕等の 整備時に充填 する場合
整備	第一種特定製品の漏えい修繕等の 整備時に回収 する場合
廃棄等	第一種特定製品の 廃棄や譲渡等 の際に回収する場合

【担当者】

記載内容についてお問い合わせさせていただくことがありますので、ご記入ください。

所属	〇〇グループ		
氏名	〇〇 〇〇	電話番号	0000-00-0000